

緊急声明

「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更に反対します」

2014年5月19日
日本基督教団大阪教区
総会議長 小笠原 純
常置委員会

2014年5月15日、安倍晋三首相は「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」による報告書を受け、集団的自衛権の行使に関する法整備と憲法解釈の方向性を発表しました。その場で安倍首相は「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される」という考え方について、「憲法解釈の変更が必要と判断されれば」閣議決定を行うと表明しました。この表明に対し、私たちは神様から授けられた命と平和を尊ぶキリスト者として、強い危惧の念を表明します。

そもそもこの懇談会は安倍首相が設置した私的な研究会に過ぎません。集団的自衛権の行使に意欲的な首相のもとに、その意を汲む人々を集めて作られた研究会が、あたかも公の諮問機関のように扱われている状況に強く違和感を覚えます。時の権力者の意のままに憲法解釈が変更され得るとすれば、それは明確な立憲主義の否定です。

特定秘密保護法が世論の強い反対を無視する中で強行に制定されたことは記憶に新しくあります。その一方で、医療や福祉の充実は蔑ろにされ、貧困生活者は放置されたままです。労働条件も依然厳しく、解雇の自由化や残業代無しの労働まで強いられかねない状況です。沖縄では新基地建設に対する反対運動に「刑事特別法」^{※1}を適用し、積極的に検挙していく方針が確認されました。平和的生存権を謳った平和憲法はその中身を失い、すでに形骸化されている状況です。そして「集団的」自衛権を行使できる＝他国に赴いて戦争をする国づくりの完成が今なされようとしています。解釈改憲であろうと条文改憲であろうと、戦争をするための憲法改悪に強く反対します。

このように日本という国が「戦争の時代」に入ったことが明白になった今、私たちキリスト者は、神様から賜った平和に仕える使命をより明確に覚えなければなりません。キリストは「自分自身の内に塩を持ちなさい。そして、互いに平和に過ごしなさい」(マルコ9:50)と示されました。キリストによる平和は何もしないで与えられるものでなく、神様の助けを求める小さな一人のために、自分の中に塩を持つことから実現されるものです。そして私たちが、形骸化された平和憲法と民主主義の中身そのものとなって、戦争に向かいつつあるこの世に平和の塩味を利かせるよう、聖霊の助けを祈りつつ、神様により遣わされていく者となりましょう。

※1 刑事特別法：日米地位協定の実施に基づく法律。米軍施設への侵入や米軍所有の物品の損壊に対する罰則や刑事手続き、逮捕された軍人・軍属の身柄引き渡しについて定めている。